

復興大臣 秋葉 賢也 様

# 要 望 書

令和4年8月22日

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫



東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から11年5ヶ月が経過し、この間、市では総力を挙げて、復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今もなお、風評等の影響は大きく、また多くの住民が避難生活を余儀なくされ、帰還した住民においても、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っています。

復興の更なる発展に向け加速していくためには、第2期復興・創生期間においても、住民の生活再建に対する継続的な支援と産業基盤再生への様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応を頂くよう、強く要望いたします。

## 記

### 1 第2期復興・創生期間の支援について

第2期復興・創生期間においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

【関係省庁：復興庁】

## 2 被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援について

避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)等の免除措置に係る財政支援が見直され、令和4年度を周知期間とし令和5年度以降における保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除終了時期が提示された。

これまで原発事故後の環境変化等に伴うストレスや運動不足、食生活等の変容による市民の心身の問題については、病院などの医療機関が主となって対応してきたのが実状であるが、今後、今回の見直しによる医療費等への負担増により、各医療機関への受診控えが生じることで、心や体の健康が損なわれることが懸念されるため、高齢者をはじめとした被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

【関係省庁：厚生労働省】

## 3 避難指示区域等における高速道路無料措置について

避難指示区域等における高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、被災者に寄り添った柔軟な対応を維持しつつ、令和5年4月以降も継続すること。

また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

なお、現在、対象車種を限定する等の無料措置の精査が行われているが、原発事故による避難先からの通勤等を対象とするなど、避難実態に即した措置とすること。

【関係省庁：国土交通省】

#### 4 帰還困難区域の解除に向けての国有林等の処理方針について

本市の帰還困難区域の約24平方キロメートルのうち94%の約22.5平方キロメートルが国有林で占められており、残り6%の1.5平方キロメートルが民有地等となっている。

現在でも本市のほかに、帰還困難区域を抱える自治体は、6自治体（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）あり、それぞれの状況は異なるが、自治体内に帰還困難区域が存在することで、住民の帰還及び移住・定住の意欲が損なわれ、更には風評も払拭されにくく、浜通り地域全体の復興の妨げとなっている。

このことから、国有林に係る放射性物質の処理方針を早期に決定し、帰還困難区域の解除に向けた取り組みを確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害現地対策本部】

#### 5 福島国際研究教育機構の立地地域のあり方等について

福島国際研究教育機構の立地地域については、浜通り、福島県さらには東北の復興にとって、もっとも波及効果の大きい地域に設置すること。

加えて、浜通り北部はロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連などの新産業創出分野、浜通り南部は廃炉・放射線などの原発事故対応や環境回復分野を担う人材、企業等が現に集積され始めていることから、既存施設とのより一層の相乗効果が期待できる地域に設置すること。

また、本機構については、長期にわたる安定的な運営ができるよう国が責任を持って財源や人材の確保を行うこと。

【関係省庁：復興庁】

## 6 太陽光発電設備の設置に係る規制について

太陽光発電設備について、意図的に発電事業者名義を調整し、高圧太陽光発電設備（50KW以上）のものを低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）に分割して、国にFITの認定を申請されていると考えられる事案が散見されており、市街地や農地等の土地の乱開発や景観の毀損、電気保安上の安全性が阻害されるなどの問題点が生じ復興を阻害している。

また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正でFIT法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。

今後、さらに非FIT案件が増えることが見込まれることから、FIT法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、審査基準の見直しや審査の厳格化を図ることなどより被災地の実態を踏まえた対策を講じること。

【関係省庁：経済産業省】

## 7 営農環境の再生と生産者の育成について

### （1）原子力被災地域における荒廃した農地の整備及び園芸作物・畑作物の振興について

原子力被災地域の中山間地域では、原子力災害により農業が継続できなくなり荒廃した農地の整備を求める声があるものの、国では、全国一律の支援制度を当てはめようとするため、従来のほ場整

備事業のような面積要件を満たせず、未整備のままとなるなど、原子力災害被災地域の特殊性を踏まえた農業再生の仕組みが整っていない。

このことから、まずは、小規模な農地においても福島再生加速化交付金を活用できるようにするなど、国においては、被災自治体とも連携を図りながら、新たな支援制度を構築するとともに、復興の枠組みにおいて十分な財政支援を行うこと。

また、原子力災害被災地域においては、園芸作物・畑作物の振興を推進しているところであるが、担い手不足や風評被害対策、出口戦略など課題が山積している状況であることから、被災地域全体の園芸作物・畑作物の振興が図られるよう、被災自治体とも連携を図りながら新たな支援制度を構築するとともに、十分な財政支援を行うこと。

## (2) 農業教育・研修施設整備及び運営体制等の整備について

震災・原発事故以降、本市を含む浜通り地域では、全国に先んじて農業担い手の高齢化や減少が急速に進行しており、新たな農業の担い手の確保が急務である。

また、浜通りについては、単に農業を再開するのではなく再構築する中で今後の日本の農業をリードする地域とするべきであり、それを担う農業人材を育成するための教育・研修施設を整備すること。

当該施設を市が整備するとした場合には、財政支援を含め全面的に支援すること。

【関係省庁：復興庁・農林水産省】